令和９年度・第４９回北村賞推薦要領

昭和４３年に制定され、令和９年で第４９回となる北村賞は、公園緑地行政のパイオニアとして、また、一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）の実質的創設者としての北村徳太郎先生の業績を称えるため、「公園緑地等の行政または調査、研究、計画、設計、管理・運営の理論等について、全国的な視点から著しい業績」があった方に贈呈される賞です。

推薦要領は下記のとおりです。該当される推薦対象者について、別紙北村賞受賞候補者推薦書にご入力後、一般社団法人日本公園緑地協会事務局宛てにご推薦をお願い致します。推薦を頂いた方々の中から、北村賞選考委員会での選考審査を経て、表彰者を決定させて頂きます。

選考結果については、推薦者及び受賞者あてにご連絡致します。令和９年度日本公園緑地協会定時社員総会の席上、表彰式を執り行う予定です。

記

１．受賞対象者について

イ．日本国籍を有する者を対象とする。

ロ．公園緑地等に関係ある個人を対象とし、故人は対象としない。

ハ．原則として、現職（再任用を含む。）の国及び地方公共団体の職員及び独立行政法人役職員は対象としない。ただし、教育研究関係に従事する者は対象とする。

ニ．全国的視点で公園緑地等の向上に貢献された者を対象とする。この場合の「全国的視点」とは、全国に影響を及ぼした以下の事項をいう。

①全国的に適用される法令制度、事業制度の制定、施行

②全国的に利用される基準、マニュアル等の作成、それらに関する著作、刊行

③その他全国に先駆けて行った取り組みで他の模範となるもの

ホ．年齢は、令和９年３月３１日時点で満６０歳以上の者を対象とする。

２．北村賞実施要領第２条に定める「公園緑地等の行政または調査、研究、計画、設計、管理・運営の理論等」について

イ．「公園緑地等」とは、都市公園・その他の公共空地、緑地保全（古都保存・風致地区含む）、都市緑化、景観、観光・レクリエーション、市民農園、庭園等をいう。

ロ．　国土計画、地方計画、都市計画、農村計画に関する業績についても対象とする。

ハ．　公園緑地等及び造園材料に関するものについての歴史考察等の業績についても対象とする。

ニ．　原則として、事業、施工に関する業績は対象としない。

３．類似する他の「賞」との重複受賞の取扱いについて

イ．公園緑地功労賞（協会主催）との重複受賞は、行わないものとする。

ロ．公園緑地折下功労賞（公益財団法人都市計画協会主催）との重複受賞は、行わないものとする。

ハ．上記イ．ロ．以外の賞及び公的な表彰との重複受賞は、差支えないものとする。

４．推薦締切日・推薦方法

令和９年１月２２日（金）迄に、推薦書を下記メールアドレス宛にお送り下さい。

送信先 E-mail：midori.info@posa.or.jp

送付後、しばらく経ってもこちらから受領の連絡がない場合は、届いていない可能性があります。その際はお手数ですが確認のご連絡(03-5833-8551)をお願い致します。

(推薦書様式データは当協会ホームページ(https://www.posa.or.jp/)からダウンロードできます。

場所：トップページ中段「主な事業」中の「表彰・コンクール事業」)

※選考にあたり参考となる資料がある場合は、別に添付して下さい。

以上

【推薦書記入上の注意事項】

実施要領の第2条及び推薦要領の基準を満たしていることが分かるように400文字以内で記載をお願いします。

「主な業績と推薦理由」には特に以下の事項についてご留意の上、基準を満たしていることが分かるよう具体的にご記入ください。

・公園緑地等の行政または調査、研究、計画、設計、管理・運営のいずれかに該当しているか。
・調査、研究、計画、設計、管理・運営である場合は理論等についての業績であるか(単に事業、施工に関する業績は該当しない)。
・「全国的視点」については、推薦要領の1. ニの①から③のいずれかに該当しているか。
・全国的視点からの著しい業績の内容が分かるよう具体の記載となっているか。

その他の基準は推薦要領を確認して下さい。

なお、記載内容から推薦基準を満たしているか不明瞭な場合は問合せをさせて頂き、必要に応じて加筆・修正をして頂く場合があります。